

第16日

平成27年 7 月 3 日（金）

午前10時零分開議

○議長（浅尾静二君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

委員会付託中の議案等について、別紙配付のとおり審査結果報告書が提出されました。よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、総務文教常任委員会に付託していた第53号議案ほか1件を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。

（総務文教常任委員長 堀尾俊浩君登壇）

○総務文教常任委員長（堀尾俊浩君） おはようございます。

ただいま議題となりました第53号議案ほか1件につきまして、総務文教常任委員会として慎重に審査いたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に報告いたします。

まず、第53号議案朝倉市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてです。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、教育長の職務に専念する義務の特例について定めたいので、この条例を制定しようとするものです。

本委員会といたしましては、法令の改正に伴う規定の整備であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第55号議案朝倉市土地開発公社の解散についてです。

本案は、朝倉市土地開発公社は地域の秩序ある整備及び市民福祉の増進に寄与することを目的として、市にかわり計画的な公共用地等の取得、管理、処分等を行ってきたが、今後は当該公社による土地の先行取得等の事業を行う予定がないことから、当該公社を解散することについて、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定により議会の議決を求められているものです。

執行部の説明によりますと、土地開発公社による公共用地等の先行取得については、平成21年度の実施以後、行われていないことから、公社の業務運営の見直しを行った結果、先行取得を主な業務とする公社の使命は一定の役割を終えており、解散することが最善であるとの結論に至り、平成27年3月の理事会において朝倉市土地開発公社の解散についての議案が同意されたとのことでした。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決す

べきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論であります。何とぞ本会議におかれまして  
も本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げて報告を終わります。

○議長（浅尾静二君） 以上で総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 堀尾俊浩君降壇）

○議長（浅尾静二君） それでは、第53号議案朝倉市教育委員会教育長の職務に専念する  
義務の特例に関する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませ  
んか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告  
のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第53号議案は原案のとおり可決  
されました。

次に、第55号議案朝倉市土地開発公社の解散についてを議題とし、討論を行います。御  
意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告  
のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第55号議案は原案のとおり可決  
されました。

次に、環境民生常任委員会に付託していた第51号議案ほか1件を議題とし、環境民生常  
任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

（環境民生常任委員長 今福勝義君登壇）

○環境民生常任委員長（今福勝義君） ただいま議題となりました第51号議案ほか1件に  
つきまして慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論に  
ついて簡潔に御報告いたします。

まず、第51号議案専決処分について（平成27年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算  
（第1号）について）です。

本件は、平成26年度の国民健康保険特別会計の額の確定見込みに伴い、事業勘定において平成26年度の歳入が不足し、この不足額を補填するため、平成27年度予算において繰上充用する予算6億7,400万円の補正を行う必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により平成27年5月27日付で専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求められているものです。

執行部の説明によりますと、平成26年度は平成25年度と比べ、歳入については退職療養給付費交付金及び前期高齢者交付金の減少、繰入金が増加、歳出については保険給付費が減少したほか、諸支出金及びシステム改修費等の総務費が増加しており、決算見込みにおいては歳入歳出差し引き額が8億7,400万円の歳入不足となることから、一般会計の法定外繰入額2億円を差し引いた6億7,400万円を平成27年度予算において繰上充用する補正を行うとのことです。

また、繰上充用額については、滞納された国民健康保険税の徴収と平成27年度から行う国民健康保険税の税率改定により解消に努めていくとの説明がありました。

審査に当たりましては、執行部に対して国民健康保険税の滞納解消への取り組みについてただしたところ、平成26年度は収納対策課と連携し、滞納された国民健康保険税については約1億3,000万円を徴収しており、今後も現年度分、滞納分にかかわらず国民健康保険税の徴収に努めていくとのことでした。

本委員会といたしましては、国民健康保険特別会計は年々厳しい状況になっており、繰上充用額も6億7,400万円と大きく財政運営の圧迫につながることから、引き続き滞納された国民健康保険税の徴収に努めるとともに、健康寿命を延ばし、医療費削減につなげるための関係各課の横断的な取り組みと市民への啓発を要望し、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、第52号議案朝倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、保育士の数の算定について変更を行うため、この条例を制定しようとするものです。

執行部の説明によりますと、朝倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例において、小規模保育所事業等の保育士の数の算定について、保健師または看護師を事業所等の保育士の数の算定については保健師または看護師を1人に限り保育士とみなすことができると定められていたものに、新たに准看護師を加えることで保健師及び看護師の確保が困難となっている状況に対応するとのことです。

審査に当たりましては、人材の確保に対する規制の緩和を行うだけでなく、勤務条件の改善も行うべきではないかと執行部にただしたところ、現在は対象となる事業所はないものの、認可権限は市にあることから、認可の際の審査及び認可後の指導監査において職員の処遇も含め指導していくことができるとのことでした。

本委員会といたしましては、子供たちへの保育環境の質の向上と保育従事者への処遇改善を要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論であります。何とぞ本会議におかれましては本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げて報告を終わります。

○議長（浅尾静二君） 以上で環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（環境民生常任委員長 今福勝義君降壇）

○議長（浅尾静二君） それでは、第51号議案専決処分について（平成27年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について）を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は承認であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第51号議案は原案のとおり承認されました。

次に、第52号議案朝倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第52号議案は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託していた第54号議案を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

（建設経済常任委員長 稲富一實君登壇）

○建設経済常任委員長（稲富一實君） ただいま議題となりました第54号議案につきまして慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に御報告いたします。

それでは、第54号議案市道路線の認定についてで、認定する路線は2路線です。

まずは、酒屋畑1号線、延長338メートル、幅員4メートルで、平成19年度に環境課の条件整備により整備を行っていました。当時は回転広場が設置されておらず、認定を行っていませんでしたが、今年度取り組む事業で公道から公道に接続することになったため、認定を行うものです。

次に、松ノ元1号線、延長30.1メートル、幅員6メートルで、開発行為により道路用地として寄附を受けたことに伴い認定を行うものです。

本委員会では現地調査を行い、詳細な説明を受け、認定基準に合致することを確認し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（浅尾静二君） 以上で建設経済常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（建設経済常任委員長 稲富一實君降壇）

○議長（浅尾静二君） それでは、第54号議案市道路線の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第54号議案は原案のとおり可決されました。

次に、総務文教常任委員会に付託していた27請願第1号を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 堀尾俊浩君登壇）

○総務文教常任委員長（堀尾俊浩君） ただいま議題となりました27請願第1号につきまして慎重に審査いたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

27請願第1号日本を「海外で戦争する国」にする「戦争法」案に反対する請願書についてであります。

審査に当たりましては、執行部の出席を求め、この件に関する政府の動き、国会の動き等の事実関係について説明を受けたところです。

それによりますと、まず政府の動きとしては、国家安全保障会議及び閣議において、平成26年7月1日に「国の存立を全うし国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備

について」を、平成27年5月14日に「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律」、いわゆる平和安全法制整備法及び「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律」、いわゆる国際平和支援法の平和安全法制関連2法案を決定したとのことでした。

次に、国会の動きとして、これらの法案は平成27年1月26日に招集された第189回国会で、5月26日から衆議院本会議で審議入りし、審議されていますが、今国会は当初6月24日までの会期が9月27日まで95日間延長されたとのことでした。今回の閣議決定から国会審議は憲法解釈の問題にとどまらず、国の安全保障にかかわる高度な外交上、防衛上の問題であり、地方自治体としてのこの問題に関する取り扱いは慎重であるべきと考えているとのことでした。

本委員会といたしましては、朝倉市は頓田の森の悲劇もあり、本市議会は平成20年3月に非核・恒久平和都市宣言を決議したこと及び今まで、そしてこれから先の未来の平和のために活動している朝倉市民の思いも含めて考えていかななくてはならないことは十分に理解するものの、請願にある「憲法違反の閣議決定」を本市議会が断言することはできないこと、また、「憲法違反」、「戦争する国」、「戦争法」という言葉は適当でないということから、本請願については、全員一致で不採択とすべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論でございます。何とぞ本会議におかれましても本委員会の決定に御賛同賜りますようお願いいたします。

**○議長（浅尾静二君）** 以上で総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。16番実藤輝夫議員。

**○16番（実藤輝夫君）** 採択、不採択の結論、内容についてではなくて、請願権、または市民の請願に対する文面上の問題というのが今報告されたと思うんですけども、請願権は憲法16条でも保障されておりますし、事前に手続上の問題として、この種は1つの例として、やはり総務委員会でこれを全会一致で不採択するということになってきますと、この結論は別として、請願の取り扱い上の運営、そういったものを今後検討していられるかどうかというのが論議の中であったかどうかをまずお伺いしたいと思います。

**○議長（浅尾静二君）** 総務文教常任委員長。

**○総務文教常任委員長（堀尾俊浩君）** ただいまの請願の今後の取り扱いという御質問だろうと思います。これに関しましては、過去に先例が、これがまた先例になろうかということで、その件も含めまして慎重に審議をいたしました。

以上です。

**○議長（浅尾静二君）** 16番実藤輝夫議員。

**○16番（実藤輝夫君）** 今回のこの請願が内容において今現在審議されております国会での特別法の問題と、それから戦争反対だとか何とかというような文面がそぐわないということは1つの総務委員会の結論だろうと思いますので、それはそれなりに尊重したいと思

います。

しかしながら、これから先、今委員長が言われたように先例になるということになってきますと、必ずしも戦争反対の問題ではなくて、いろんな問題が出てくるときに、こういう場合はこうだというようなものが、私はある程度必要なんじゃないかなという気がいたしておりましたんで、今後の課題として、総務委員会としてこれ、議長を含めてですけども検討していかれるべきではないのか。すべからく国民、市民の請願に対する取り扱いは、慎重かつ誠意を持ってなされるべきだという考え方を持っておりますので、今後検討としてお考えをいただきたいと思います。

○議長（浅尾静二君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（堀尾俊浩君） 大変大事な御意見ありがとうございます。先例となります。それで、この件を含めましていろんな意見に対しましては、請願に対しましては、委員会としてもこの内容で審査していくということで考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（浅尾静二君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 堀尾俊浩君降壇）

○議長（浅尾静二君） それでは、27請願第1号日本を海外で戦争する国にする戦争法案に反対する請願書を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は不採択であります。よって、本請願を採択することについて採決いたします。本請願を採択することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（浅尾静二君） 起立少数であります。よって、27請願第1号は不採択と決しました。

議事進行上、暫時休憩します。

午前10時27分休憩

---

午前10時40分再開

○議長（浅尾静二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより追加議案等の上程を行います。

本日議員から、意見書案1件、議会運営委員会より発議案1件が提出されました。これ

を一括上程し、意見書案について提出者代表の説明を求めます。12番富田栄一議員。

(12番富田栄一君登壇)

○12番(富田栄一君) 世界中の人々は平和を願っています。我が朝倉市では、ピーポート甘木、中央図書館玄関に爆弾の破片を抱いたシイの木のモニュメントがあります。

また、ことし5月10日、青年会議所が、ギネスに挑戦、バームクーヘンづくりでマスコミにも取り上げられました。挑戦した長さに大きな意味があります。20.327メートルです。昭和20年3月27日、朝倉市頓田の森に1発の爆弾が落ち、児童31名の命が一瞬で亡くなりました。それから70年の歴史がたちました。

私は昨日、頓田の森に行きまいりました。そこにはこう書かれています。このことを知る人が、今だんだん少なくなっています。このとき以来、児童たちの親や兄弟、祖父母は何を思い、何を考え、どんな毎日を過ごしてきたのでしょうか。私たちはこの事実を風化させることなく、戦争を知らない次の子供たちに残さなければならないと思います。二度とこのような悲惨な戦争を繰り返してはならないのです。私たちはふるさと甘木・朝倉を愛しています。

また、その当時、頓田の森平和花園をつくられました甘木青年会議所理事長の言葉をいただきました。日本の安全と防衛が日本青年会議所の活動方針と決まった。地方の青年会議所がどう取り組んでいくか、メンバーとの協議の中で甘木・朝倉地方に散在する戦争の傷跡を発掘し、その風化を阻止し、平和を考える原点を確立しようと意思統一を図った。そして頓田の森平和花園を地主の方の御協力、また地域の方々の御支援をいただいてつくられたそうです。その言葉の最後には、ことしは戦後70年を迎える節目の年であるが、今日まで多くの方々に頓田の森平和花園が守られ続けていることにかかわった1人として感謝の気持ちでいっぱいであると結ばれています。

かつての世界情勢は変わってきています。今、日本も大きく変わろうとしています。平和を考える原点として、市民が自主的にボランティアでずっとずっと育て守り続けている頓田の森平和花園への思いを、私たち朝倉市議会も忘れてはならないと考えます。日本の安全と防衛がどう変わっていくのか、自衛隊が平和のために動くことの新しい判断基準は具体的にどんな条件でどこまで動くのか、国民一人一人にわかりやすく理解できるよう国会での慎重審議を望むものです。

以上、提案理由を御説明いたしました。皆様方におかれましては大所高所から住民の立場に立って客観的に見ていただきまして御賛同賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。

(12番富田栄一君降壇)

○議長(浅尾静二君) お諮りいたします。

発議案第4号については、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。



（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で提案理由の説明は終わりました。

議案等考案のため、暫時休憩いたします。

午前10時46分休憩

---

午前10時47分再開

○議長（浅尾静二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより追加議案等の質疑を行います。

質疑は、申し合わせのとおり同一議題について3回までとなっております。御了承願います。

それでは、意見書案第1号朝倉市「頓田の森」の惨事を繰り返さないために「平和安全法制関連法案」の慎重審議を求める意見書についてを議題といたします。質疑はありませんか。13番村上百合子議員。

○13番（村上百合子君） 質疑、13番です。

この意見書案にあります第4号について質疑いたします。第4に、文章の中間に、第4、集団的自衛権の行使は、緊急時には事後承認が認められているなど万全な歯どめとは言えないとの文言がありますが、この国際平和支援法案に対しては、公明党の北川衆議院議員が3原則を設けることを提案し、この3原則の中には、外国軍隊への後方支援は慎重を期するための必要があるため、国際法の正当化として国連決議があることを絶対的条件とした上で、国会の関与の重要性を考え、例外なき国会の事前承認が義務づけられていますとあります。ここに逆、全く反対のことが述べられておりますが、この意見書はそういう面から言うと正当性がないと思うのですが、この回答をいただきたいと思います。

○議長（浅尾静二君） 12番富田栄一議員。

○12番（富田栄一君） お答えいたします。

3原則についてということで、まだまだ私、不勉強でありまして、勉強したのは、カンボジア平和安全法制の概要という閣議決定されたものを中心に勉強させていただいて、そしてまた今までに通っております各市町村議会の意見書を読ませていただきながら勉強させていただきました。の中で、本当に市民が不安に思っていることは何なのかということ朝倉市民の方々にもお聞きしましてつくったわけです。

3原則について今協議されてまして、本当にだからこそ私はこういう慎重審議を求めるというこの意見書を出すことで、なおさらその案が深まっていくのではないかな。ぜひその3原則は閣議決定して、公式の場で認めていただけるようにやっていただきたいと思っています。

判断の中で言いますと、先ほども申しましたが、頓田の森については、その森に逃げ

なさいと言った先生は。

○議長（浅尾静二君） 富田議員、質問とずれてます。

○12番（富田栄一君） 質問とずれてるからやめなさい。判断について申し上げたんです、判断についての質問だったと思ってます。ですから、そういう形で、深いことが頓田の森にはいっぱいありますので、朝倉市から情報発信することは大事なことだと思っております。

以上です。

○議長（浅尾静二君） 13番村上百合子議員。

○13番（村上百合子君） 今の回答がちょっと、私の質問は、事前承認が認められているというところの文言が、この3原則では、事後承認が認められないように事前承認があるものでないといけないということを国会できちんと、国会の中において例外なき国会の事前承認が義務づけられているということを3原則の中にきちとうたってるのに、この事後承認が認められるということはどういう見解からこういう文言になったのかということをお聞きしていますので、そこら辺を明快に回答をお願いいたします。

○議長（浅尾静二君） 12番富田栄一議員。

○12番（富田栄一君） 12番です。

何回も申しますけれども、3原則というのがまだこの概要には入ってません。閣議決定されたかどうかというのを、申しわけないですが、私、この場で確認することができませんが、ぜひ私はそういうことを広く国民に教えていただきたい、そのための慎重審議をぜひしていただきたいと思っております。閣議決定されて、広く国民が不安のないようになることを強く強く祈っております。

○議長（浅尾静二君） ほか、ありませんか。10番中島秀樹議員。

○10番（中島秀樹君） 2点お尋ねいたします。

まず第2にという部分がありますね、第2に、従来の日本周辺事態という概念が取り外され、自衛隊の海外派遣が際限なく広がりかねないと、際限なく広がりかねないという言葉が使ってありますが、今回の安全法制につきましては、集団的自衛権の行使については限定的に認めるというのが大きな特徴だと思うんですが、際限なく広がりかねないという言葉を使っているのはなぜかをお尋ねいたします。

○議長（浅尾静二君） 12番富田栄一議員。

○12番（富田栄一君） どこまで広がるのが、逆に際限なくと言ったのは、どこまでが可能、範囲がどこまでが可能なのかというのの明確な判断基準がないということのあらわれですので、明確な判断基準が欲しい。それを国民が熱望してます。ですから慎重審議をお願いしたいというのがこの文面の裏にはあります。

○議長（浅尾静二君） 10番中島秀樹議員。

○10番（中島秀樹君） では、別の質問をいたします。

今回の集団的自衛権を認めるか認めないかというようなこの安全法制と、頓田の森の悲劇を繰り返すということが、私は直接的にどういった論理で結びつくのか、論理の飛躍があるのではないかなと思うんですが、その点はどのように結びつくんでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 12番富田栄一議員。

○12番（富田栄一君） 頓田の森の中には大変大きな悲惨な出来事があると思っております。戦争という、誰でも、最初に言いました、平和を誰でも願ってるんだと、でも平和を願ってるから戦わなければいけないということもあるかもしれません。ですから、そこについての法整備をしっかりとしてほしい。だからこうやって自衛隊が動くんですよというのが欲しいというのが一連です。

そのために何が起きるか、先ほど判断ということではありましたが、あの中では31名の子供を頓田の森に避難させた先生がいらっしゃいます。それは頓田まで帰ってきたときに、大刀洗に爆撃が始まりまして、将校だったと書いてあったと思いますが、軍の方が何をしてるんだと、早く学校に戻れと強く言われたので、先生はどうしようかと思ってたのを、学校にそれから帰ったと。31人の子供たち、31人じゃなくて多くの子供たちを森の中に避難させたわけなんですけど、まだ先生が連れて行った子供が森の中に入ってこなかった、まだどっか行っていると、先生はその子供たちの安否を気遣って、その森を後にして、避難してない子供たちを探しました。がしかし、そのときに爆弾が森に落ちて、本当に悲惨な状況が起きてます。朝、本当に行ってきますと言った子供たちを、次に親が見たときには肉片が木にかかり、本当に地獄絵であった。先生は生き地獄です、そこに判断させた。でも、先生は決してその判断は悪くないと私は思います。鎮守の森に逃げることは、もし私であってもそうさせたかもしれません。何が悪いのか、戦争だと思います。

今言うように判断というのは、どこまでどうして、平和のためにやるんだ、その国の判断というのは、この地方にも大きくなるし、逆にこの地方の悲惨さから、国ももう一遍考えていただきたい、それがこの私の思う頓田の森からの市民の思いをぜひ国会に届けたいというこの意見書であります。

○議長（浅尾静二君） 13番村上百合子議員。

○13番（村上百合子君） 今回の平和安全法案の今、国会で取り上げられています内容は、今核兵器や弾道ミサイルなど、大きな兵力の拡散してるんです。その中で、どう紛争を防いで、この平和を守るための抑止力を強める法整備をするということが議論されてると思います。

その中で、この抑止力をするための法案は大事なことだと思いますが、その件に対してどうお考えですか。私たちも平和を願って、この法案を整えてる1つの党でありますけど、そういう取り組みをしてる中で、あくまで戦力という、武力行使だけを強調したような議論が今、国会でなされてることに疑問を感じますが、そのことに対してこの意見書の中にもそういう文言が加えられているということに対して疑問を感じます。そのことに対して

の御意見がいただけたらと思います。

○議長（浅尾静二君） 12番富田栄一議員。

○12番（富田栄一君） ありがとうございます。私も国政、国の外交とか国の平和、防衛については、朝倉市議会で幾ら勉強しても国には足りないということがあると思います。がしかし、今、朝倉市で問題になってるのは、もし弾道来たときにJ-ALERTが鳴って、朝倉市民はがどこかに逃げなくちゃいけないんです。それを指示するのは市長が指示するように国で決まっています。ところが頓田の森と一緒にですが、シェルターはどこにもありません。だからこそ平和を願うために、一生懸命国の安全政策についてをしっかりと審議していただきたい、これがこの朝倉からの思いです。

以上です。

○議長（浅尾静二君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

発議案第4号については質疑を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

以上で追加議案等の質疑は終わりました。

次に、追加議案等の委員会付託を行います。

お諮りいたします。

意見書案第1号については会議規則第35条第3項の規定により、発議案第4号については会議規則第35条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに本会議において議決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、意見書案第1号朝倉市「頓田の森」の惨事を繰り返さないために「平和安全法制関連法案」の慎重審議を求める意見書の提出についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。7番堀尾俊浩議員。

○7番（堀尾俊浩君） ただいまの議員発議案、朝倉市「頓田の森」の惨事を繰り返さないための「平和安全法制関連法案」の慎重審議を求める意見書に反対の立場から討論いたします。

朝倉市議会は御存じのように平成20年3月、非核・恒久平和都市宣言において、明るくて平和で安全な国土を築くことが私たちの責務であると決議しております。誰一人として戦争による悲劇を繰り返さない平和の誓いでありますし、その背景には頓田の森の悲惨な出来事もあります。

繰り返して申し上げますが、朝倉市民誰一人として戦争による悲劇は望んでおりません。しかし、この意見書を、発議された意見書では極論での想定があり、戦争を自衛隊が随時、軍事的に支援などの表現や、米軍等との切れ目のない対応とあり、世界各地の戦闘行為にかかわることを意味するなどの表現も偏った見方のもとで作成された意見書と言わざるを得ないと思います。よって、この意見書に反対するものです。

現在、国会では会期を大幅延長し、慎重審議がなされております。我々市議会も国民にしっかりと説明と理解ができる努力をなさることを望むものでございます。

重ねて申し上げますが、誰一人として戦争による悲劇は望んでいないということを申し上げて反対討論いたします。

○議長（浅尾静二君） ほかに。4番重松一英議員。

○4番（重松一英君） 4番重松です。

きょうもテレビもあっておりましたが、国会でこの法案について論戦が繰り広げられております。私自身は法案そのものに対して真っ向から反対というものではありませんけれども、国会で論戦がある中で、多くの憲法学者がこの法案は憲法に違反するという意見を出しております。自民党が推薦した憲法学者の中でも憲法に違反するという話をしてあります。

国民の大半が賛成のほうにも反対のほうにも、よくわからないという今の現状の中で、急いで国会を通過させようとししないで、もっと国民にわかりやすく説明をして、国民の大方の合意形成を得て、それから決議をすればいいと思います。

よって、もっと時間をかけて慎重審議を求める、この意見書に賛成いたします。

以上です。

○議長（浅尾静二君） ほかに。13番村上百合子議員。

○13番（村上百合子君） 意見書案第1号平和安全法制関連法案の慎重審議を求める意見書に反対討論いたします。

国と国民を守ることは政治の重要な仕事であり、どのような状況にあっても対応できるすき間のない安全保障体制を構築し、恒久平和維持と紛争を未然に防ぐ抑止力を強化する必要があります。

一方で、国際社会の平和と安全に対する貢献も重要です。日本の平和と繁栄も国際平和と安全の上に成り立っています。

これまで日本は憲法9条のもと、武力行使は国民防衛のために限るとする専守防衛を堅持してまいりました。今回の特に国際平和支援法では3原則を設け、1、外国軍隊への後方支援は慎重を期する必要があるため、国際法の正当化として国連決議があることを絶対条件とした上で、2、国会の関与の重要性を考え、例外なき国会の事前承認が義務づけられています。さらに第3、自衛隊の安全確保を絶対的要件として、現場指揮官の判断で中止、停止できる体制を具体的に法律に明記しています。

今回の平和安全法制の関連法案において、専守防衛の理念が変わっていないことを評価して意見書に反対討論いたします。

○議長（浅尾静二君） ほかに。11番大庭きみ子議員。

○11番（大庭きみ子君） ただいま提出されております朝倉市頓田の森の惨事を繰り返さないために、この意見書の賛成の立場で意見を述べたいと思います。

今、この朝倉市議会、皆さん、本当に思い出してほしいと思います。平成20年の3月議会において、朝倉市は非核・恒久平和都市宣言を朝倉市議会のみずからの名前を出して決議いたしました。決議文は次のように書かれています。世界の恒久平和を守り、この美しく豊かな地球を未来に引き継ぐことは人類共通の願望であり、明るく平和で安全な郷土を築くことが私たち朝倉市民に課せられた責務であります。

さらに宣言文は、昭和20年3月27日の大刀洗空襲における頓田の森で31名の児童の命が一瞬にして奪われた惨事に触れて、その悲劇を永遠に忘れることなく、いかなる理由があっても決して繰り返さないとうたっております。大変すばらしい文章で、未来へ続く恒久平和を守るための私たちの決意そのものであったと思います。

今、朝倉市議会は、その決議文の実行が求められています。まさに今の国会での平和安全法制法案の慎重審議を求める意見書は、将来に禍根を残さないためにも、妥当性、実効性において、これにまさるものではありません。全国の地方議会から発せられた意見書という形でのメッセージは、日本という民主主義国家の中で、その意味合いはとても大きいもので、そのためにもぜひとも朝倉市議会全員が賛同した全会一致の意見書でありたいと思うのであります。

今、国会では集団的自衛権行使容認の問題で、衆議院憲法審査会が6月4日に開かれ、自民党、民主党、維新の会、それぞれ推薦した憲法学者が参考人招致されて、国会で答弁いたしております。集団的自衛権は、日本が他国から武力攻撃をされたときのみ個別的自衛権が認められており、海外での軍事活動する法的な資格は与えられていない。今回の法案はこれまでの定義を踏み越えており、憲法違反だと明確に答えています。自民党推薦の憲法学者でさえ憲法違反だと指摘されております。政府はどう国民に答えていくのでしょうか。

この法案の審議については、連日マスコミ報道のとおりであります。7月1日の衆議院特別委員会の参考人招致では、ジャーナリストの鳥越俊太郎さんが答えてあります。自分が毎日新聞のベテラン特派員だったときに、日本に対する敵対心は1度も感じたことがない。また戦時下のイラクも含めて、日本は敗戦から平和を築いた国と日本に敬意を表してくれた。ところが安倍総理の中東訪問で過激派組織イスラム国対策で2億ドル拠出表明した後に、イスラム国による日本人殺害事件が起こった。これが日本の自衛隊がアメリカの後方支援に回ったらどうなるか。スペインでもイギリスでもテロが多発したように、日本そのものがテロの標的になる可能性はゼロではないと危惧されています。

さらに昨年7月の閣議決定がなされた集団的自衛権行使の根拠にしていると言われている砂川事件、この事件は昭和32年7月に、米軍立川基地の砂川町への拡張に対するデモ隊の一部が米軍基地内へ数メートル入った学生7名が逮捕、起訴された事件であります。一審は無罪でしたが、最高裁はこれを覆して有罪、学生7名に罰金2,000円を言い渡した裁判です。この最高裁判決は、日米安全保障条約に基づく刑事特別法違反、つまり米軍基地の施設や区域を犯した罪を問うたものであり、その砂川事件からさらに66年が経過したきょうの自衛隊に集団的自衛権があるかないかを見通したものとは到底思えません。なぜこのような戦後間もなく起きた自衛隊の任務や方向性が定まっていない時期での最高裁判決が自衛隊集団的自衛権行使の根拠になるのでしょうか。国会での安倍総理の説明は不十分であります。世論調査では国民の8割以上が説明不足と受けとめています。

戦後70年の節目の年に当たり、さらなる平和国家の繁栄に寄与するために、日本国憲法を遵守して、今、国会で議論されています平和安全法制関連法案につきまして十分な説明を行い、国民的議論を行い、慎重な審議が尽くされることを願い、私の賛成意見といたします。

○議長（浅尾静二君） ほかに。3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） 3番佐々木です。

今、大庭議員がたくさん申されましたので、私は自衛隊のことだけ申し上げます。昭和25年に警察予備隊として誕生したということで、いろいろ日本国中討論があった末に、29年7月、自衛隊が誕生したということを聞きました。

しかしながら、61年間の間に私たちの身近では自衛隊というものはなくてはならない存在になってることも確かだと思っております。国際的な平和維持で活躍したり、国では災害現場で活躍したりとか、本当、国内外でなくてはならないものになっていると思います。若い隊員の入隊動機についても、今では東日本大震災を機に、平和活動で国際貢献したいとか、災害被害者を助けたいとか、そんなことが動機になっているのが急増してるということも聞いております。

しかしながら、先ほども大庭議員たちも言いましたように、もし、この集団的自衛権が容認されて、法案が成立されることになれば、嫌でも戦闘現場には入らなければならないようになるんじゃないでしょうか。なぜならば、ことし4月27日に日米間で合意された新ガイドラインには、戦闘搜索と呼ばれる自衛隊の任務が明記されているということであり、戦闘に参加する約束がなされているとも聞きます。

戦後70年、憲法9条に守られた私たち、国民は守るんじゃないんです、守られてるんです。守っているのは天皇家と、それから国会議員ということも聞きました。他国の戦争で人をあやめ、みずからも血を流すかもしれない自衛隊に入隊する若者が激減するのではないかと心配しております。そうすると日本の災害現場とか、そういったところでは誰が担うようになるのでしょうか。今後の国民の暮らしも心配です。

今、国会で審議されておりますが、もっとそういったところを慎重に3原則ですか、武力行使の3要件ですか、とかも言っておりますけれども、それも時の政府によっては変化するかもしれないということも社説には載っておりますし、この朝倉市議会としても国会に対して慎重審議を求めたいという私は意見書の提出の賛成の立場から意見を申し上げます。

○議長（浅尾静二君） ほかに。6番半田雄三議員。

○6番（半田雄三君） 私は意見書に対しまして反対の立場から発言させていただきます。

先ほどからいろんな意見が出ておりますが、先ほどの話の中で出てまいりましたテロに対する後方、金銭的な拠出の問題にしろ、悪いのは拠出をしたのが問題ではなく、テロ自体が悪いと考えております。まさにテロ、もしくは戦争、その類いのものをいかにしてなくしていこうかという法案、世界の中における国際的な関係の中における、日本が今どうあるべきか、その中で平和を求めていくにはどうあるべきかという法案が今回審議されていると私は判断しております。

そんな中で、先ほども出ました会期の延長並びに各、他、保守以外の党からの対案等も聞き入れながら、いろんな場面を想定しながら審議が深まっているというふうに感じております。

そんな中で、慎重審議を求める意見書を出すということは、その今やっていることに対して慎重審議が足りないという立場か、もしくは、その法案に対して反対という立場の場合に出すべきものであると考えております。

よって、私自身はこの考え、今の国会における対応は慎重審議がなされているというふうに判断し、この意見書に対しては反対とさせていただきます。

○議長（浅尾静二君） ほかに。16番実藤輝夫議員。

○16番（実藤輝夫君） 討論の趣旨は、意見書に賛成であります。

視点を変えて、これは論議しないといかんのではないかと、今聞きながら思いました。この朝倉市議会で今回政府から出されておる法案を賛成か反対かという論議になってるような気がいたします。しかし、この意見書はあくまでも慎重審議を求めるという形で出されております。

先ほどから出ております意見は、この朝倉市議会でこの法案を賛成するのか、反対するのかというような論議が趣旨の理由説明の中にはなされておりますが、違った角度から考えた場合に、先ほど反対意見の中に出た第1から第4の危惧される点ということで、これは決めつけ的な話ではなくて、今6番議員からも出ましたが、これは他党からも今対案が出る、あるいはいろんな意見が出そうという動きが今なされております。だからそういうときに審議が尽くされたという考え方はなかなかとり得ないんじゃないか。

もう1つは、この慎重審議をするかどうか、それを求めるかどうかという視点から討論をするとすれば、今、国民のアンケートの中で、世論の中で、8割から9割、いかなるメディアも全部慎重審議、あるいはまた政府説明をもっとしてほしいという国民の意見が出



ております。

これからこの先ほど13番議員から出たような事前承認、あるいは事後承認の可能性がある。これは論議の中でも課題になった1つです。確かに新3要件の中では事前承認を必要とするとなっておりますが、歴史を見たときに、いかなる戦争でも、その現場の中で行われたときに事後承認ということはある得ない。盧溝橋事件もそうですし、日支事変もそうですし。

そういった問題をこれからまだまだ90日間、9月27日でしたか、までの間にいろいろな角度から慎重審議をしていこうではないかという、今国民的な、あるいは政府がもっともっと国民に説明していくことが必要ではないのかというような国民の意見が出ております。そういった論調をマスコミが書けば、法案反対だというようなとり方をする筋も多く今、語られておりまして、それがまた論議になっておる。そういったいろいろな角度から論議されている、憲法学者の意見もそうですし、賛成もそうですし、そういったものを全部取り上げて慎重審議を、残された国会、90日間ありますので、その中でやっていくべきではないのかと。これはいかなる党、いかなるイデオロギー、そういった考え方ではなくて、戦後最大の日本の存立を転換する可能性がある法案ですので、十分に政府の説明、そしてまた国会審議、慎重審議を求めるという角度から、頓田の森の話も中から出ておりますが、それは朝倉市としてのとり方。

もう1つ、近隣で、今、筑前町、それからうきは市、大刀洗、全て1人の反対を除いて全部、全員賛成ということで意見書を提出いたしております。なぜ朝倉市議会の中でそうした論議というものが踏まえられないのかというのは、少し私も残念であります。

あくまでも、もう1度言いますが、法案に対する賛成、反対ではなくて、その過程、プロセスを大事にして、国民が十分に、この十分というのも100%という意味ではありませんが、できる限り十分認識できるような状況をつくって審議していくということを求めていく、これがこの意見書の趣旨ではないかと思えます。

私は反対する理由はよくわかりませんが、それぞれの考え方ですので、あくまでも慎重審議を求めていくという意見書に対して賛成を表したいと思えます。

○議長（浅尾静二君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（浅尾静二君） 起立少数であります。よって、意見書案第1号は否決されました。お諮りいたします。

発議案第4号については討論を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、発議案第4号議員の派遣についてを議題とし、採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第4号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認め、さよう決定しました。

次に、朝倉市農業委員会委員の推薦を行います。

本件は、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により行うものであります。

お諮りいたします。

朝倉市農業委員会委員に、井手峯勝氏、大隈弘子氏、田中眞知子氏、古川ますみ氏を推薦いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました4名を朝倉市農業委員会委員に推薦することに決しました。

暫時休憩いたします。

午前11時22分休憩

---

午前11時23分再開

○議長（浅尾静二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に表彰状の伝達を行います。

○議会事務局長（青木 茂君） 6月17日に第91回全国市議会議長会総会が開催され、全国市議会議長会から永年在職表彰状の贈呈が行われました。朝倉市議会からは特別表彰の議員20年の永年在職表彰として手嶋栄治議員が、一般表彰の副議長4年の在職表彰として梶原康嗣議員、議員10年の永年在職表彰として富田栄一議員と大庭きみ子議員が表彰を受けられました。

よって、これより表彰状の伝達を行います。ただいま御紹介いたしました皆様は、前のほうにおいていただきたいと思います。

それでは、浅尾議長から特別表彰、議員20年の永年在職表彰状を手嶋議員に、一般表彰、副議長4年の在職表彰の表彰状を梶原議員に、一般表彰、議員10年の永年在職の表彰状を富田議員、大庭議員の順で伝達していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

**○議長（浅尾静二君）** 表彰状。朝倉市、手嶋栄治殿。あなたは市議会議員として20年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第91回定期総会に当たり、本会表彰規定によって特別表彰をいたします。平成27年6月17日、全国市議会議長会会長、岡下勝彦。おめでとうございます。

表彰状。朝倉市、梶原康嗣殿。あなたは市議会副議長として4年の市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第91回定期総会に当たり、本会表彰規定により表彰いたします。平成27年6月17日、全国市議会議長会会長、岡下勝彦。おめでとうございます。

表彰状。朝倉市、富田栄一殿。あなたは市議会議員として10年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第91回定期総会に当たり、本会表彰規定により表彰いたします。平成27年6月17日、全国市議会議長会会長、岡下勝彦。おめでとうございます。

表彰状。朝倉市、大庭きみ子殿。あなたは市議会議員として10年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第91回定期総会に当たり、本会表彰規定により表彰いたします。平成27年6月17日、全国市議会議長会会長、岡下勝彦。おめでとうございます。

**○議会事務局長（青木 茂君）** それでは、特別表彰を受けられました手嶋栄治議員に御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

**○15番（手嶋栄治君）** どうもありがとうございます。いつの間か、もう20年になりました。20年前の4月には、本当、漂泊の思いで当選させていただきまして、それから20年、非常に長い年月でございました。

本当に議員の皆様方、また職員の皆様、そして住民の皆様からいろいろ叱咤激励を受けながら20年間の長きにわたってされたことは、本当に私自身にとっても人生の本当に最高なところになったと思っております。あと3年と10カ月ありますが、最後の力を振り絞って、皆さんとともに今後の朝倉市を考えていって、そして後世によき朝倉市を残すためにも頑張っていきたいと思っておりますので、今後とも皆様方の御支援と御協力、よろしくお願いいたします。しましてお礼の挨拶にかえさせます。どうもありがとうございました。

**○議会事務局長（青木 茂君）** ありがとうございました。

続きまして、一般表彰を受けられました皆様を代表しまして梶原康嗣議員に御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

**○14番（梶原康嗣君）** こんにちは。手嶋議員が挨拶した中で、私もしろということですが、本当に今回の表彰におきましては、本当名誉ある表彰、また賞状をいただきまして、本当ありがたく思っております。本当にありがとうございます。

これもひとえに行政を初め、議員の皆様方の絶大なる協力のもとでの表彰だと、かように思っておりますし、私自身も市民の皆様方から今後信頼していただけるような議員活動

を一生懸命頑張りたい、かように思っております。この表彰を機に、さらに議員活動に従事したい、かように強く思っておるところでもあります。きょうは本当にありがとうございました。

○議会事務局長（青木 茂君） ありがとうございました。

以上で伝達を終わります。

○議長（浅尾静二君） これをもちまして表彰状の伝達を終わります。

次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告については別紙配付のとおりであります。

以上をもって本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これにて平成27年第3回朝倉市議会定例会を閉会いたします。

午前11時31分閉会